

労災保険基本問題懇談会の設置

労災保険制度は、発足以来数次の改正を経て、現在ではILO121号勧告の給付水準に達しているが、労災保険経済の悪化に伴う財政健全化の必要性、関係諸制度との均衡調整を図る必要性、重度障害者その他年金受給者に対するきめ細かな配慮の必要性などその一層の改善を図るべき事情が生じていることにかんがみ、労災保険審議会が、54年12月に労働大臣あてに行った当面措置すべき労災保険制度の改善についての建議に基づき、一連の制度改善を行い、昭和56年11月までにすべて施行されたところである。

しかしながら、前記の建議においては、給付水準の全般的な改善の要否に関して、一部主要先進国の水準との比較や他の社会保険年金との関係等を中心に今後なお慎重な検討を行う必要があることのほか、年功賃金体系の保険給付への反映、不服申立・審査制度のあり方・労働福祉事業のあり方等の諸事項について、労災保険財政の推移をも見守りつつ、今後引き続き検討を続けるべきであるとされている。

このため、昭和57年7月、労災保険審議会の内部に労災保険基本問題懇談会を設置し、これらの課題に労使各側から新たに追加して提出された項目を加え、順次検討を進めている。

労使各側から提出された検討事項

1. 労働者災害補償保険法、施行令、規則等の制度改善に関する重点的検討事項

(1) 業務上外認定のあり方

業務外の立証が出来ないものは、業務上として取扱うこと。

(2) 通勤災害の取り扱い

業務上扱いとすること。

(3) 施設給付と補償給付との関係

特別支給金を保険給付とすること等。

(4) 諸給付について

療養補償給付の改善

リハビリ、職業訓練、雇用など被災者の社会復帰に対する一貫した施策の確立

ハリ、キユウ、漢方薬のワクの拡大

付き添い費用の給付

移送費の拡大

休業補償給付の改善

待機期間をなくして第 1 日目から給付

稼働時の実収を補償すること等

傷病補償年金の改善

年金水準の引上げ等

障害補償給付の改善

障害等級、格付けの見なおし

年金、一時金の水準引上げ

介護手当支給の等級枠の拡大と支給額の引上げ

遺族補償給付の改善

年金、一時金の引上げ等

葬祭料の引上げ

社会情勢の推移に応じて（当面 80 万円を基準に）引上げること。

スライド制

年金、休業を問わず 5%スライドとし、毎年適用すること等

給付基礎日額の算定方法等の改善

一時金、その他の賃金を算定基礎に含めること・最低保障額の引上げ

時効の緩和

時効の始期は受給資格を知り得た時とすること

(5) 解雇制限の改善

労基法第 19 条但し書きなど関連規定の見なおし等

(6) 行政運用及び関連法令等の改善

不服審査機構、運営の改善

法令の目的、主旨とは異なる部分への資金流用

(7) その他

全面適用の促進等

2. 「基本問題懇談会」において検討すべき事項

1982 年 9 月 16 日

労災保険審議会使用者委員一同

- (1) 我が国経済は本年に入って容易ならぬ状況になり、輸出が 2 月以降対前月比でマイナスを続けているのをはじめ、鉱工業生産、出荷の伸びも著しく鈍化し、製造業の稼働率は 4 月に 82%、6 月には 77%に低下するなど、今後の成行きには深刻な不安を禁じ得ない。こうした情勢の下で事業主の保険料負担は現行料率のままでも極めて重

いものとなっている。

かかる現状に鑑み、労災保険制度の基本問題を審議するに当っては、まず現在及び将来の保険財政について十分な検討を加え、その健全化を図ることが先決問題である。

なお、我が国の労災保険給付は国際的に遜色ない水準に達しており、前記の事情に照らしても、給付水準の引上げの議論は軽々になすべきではないと考える。

(2) 上記の前提に立った上で検討すべき事項を挙げれば次のとおりである。

労働福祉事業の抜本的見直し

この際労働福祉事業を抜本的に見直し、不急の事業は整理する等その合理化を図ること。

使用者の不服申立制度の創設

保険給付に関する不服について、使用者にも申立ての途を開くよう制度化を図ること。

年金給付と他の公的年金との併給調整

労災保険の年金給付と厚生年金の老齢年金が併給される場合、減額調整がなされるよう規定を整備すること。

海外派遣者の取扱いの改善

いわゆる出張と特別加入対象の海外派遣との区分を明確化し、出張の範囲を広くするよう取り扱うこと。

産業医の活用

保険給付に関する認定等に際し、産業医の活用を図るよう検討すること。

その他

民事損害賠償と労災保険給付等との調整及び料率の増減幅の拡大については、昭和55年12月の法改正において一応の措置が講じられたところであるので、今回は特にとりあげないが将来更に改善を図るべく検討すること。

労災保険基本問題懇談会の検討状況

回	議題	労、使から検討すべき項目として指摘されている事項	備考
1	労災保険制度の概要と現状 昭和54年建議についての説明		57.7 に実施
2	今後の基本懇の検討項目 給付基礎日額の最低保障	(労)給付基礎日額の改善	57.9 に実施
3	年金給付の現状 保険財政の長期見通し	(労)給付水準の引上げ (使)保険財政の長期見通し	57.12 に実施
4	労働福祉事業	(労)法令の目的等と異なる部分の資金流用	58.2 に実施

		(使)労働福祉事業の見直し	
回	議題	労、使から検討すべき項目として指摘されている事項	備考
5	企業内上積み補償 特別支給金	(労)特別支給金の保険給付化、給付水準の引上げ、給付基礎日額の改善(ボーナス等の算入)	58.3 に実施
6	西独の労災補償制度		58.5 に実施(京大西村助教授、講演)
7	通勤災害 スライド制	(労)通勤災害の業務災害化 スライド制の改善	58.7 に実施
8	労災保険給付と年功賃金体系 (その1)	(労)スライド制の改善等	58.9 に実施
9	フランスの労災補償制度		58.11 に実施(北大保原教授講演)
10	労災補償制度をめぐる世界の趨勢		59.1 に実施(元ILO事務局員樋口氏講演)
11	公的年金制度改正案の概要 労災保険給付と年功賃金体系 (その2)		59.2 に実施
12	特別加入 イギリスの労災補償制度	(労)適用の促進(特別加入の枠の拡大) (使)海外派遣者の取扱い	59.3 に実施(東北大助教授講演)
13	不服申立て制度 年金給付の現状	(労)不服審査機構、運営の改善 (使)使用者の不服申立制度の創設	59.5 に実施
14	適用事業 労災保険制度に対する主な要望 事項	(労)全面適用の実施	59.6 に実施
15	労災保険基本問題懇談会検討事	検討事項全般(集約)	59.7 に実施

	項		
回	議題	労、使から検討すべき項目として指摘されている事項	備考
16	同上	適用について 業務上外の認定について	59.8 に実施
17	労災保険における基本問題について アメリカの労災補償と損害賠償		59.9 に実施(熊本商科大学林弘子教授講演)
18	通勤災害保護制度について 給付内容等について	(労)通勤災害の業務災害化	59.10 に実施
19	西ドイツ、フランス及びイギリスの労災補償制度(視察報告)について 給付内容等について (1)算定基礎	(労)給付基礎日額の算定方法等の改善(一時金、その他の賃金を導入、最低保障額の引上げ)	59.11 に実施
20	治ゆの意義、特定治ゆ者に対するアフターケア制度について 給付内容等について (2)給付体系 (3)給付内容	(労)施設給付と補償給付との関係(特別支給金を保険給付とすること等 (労)療養、休業、傷病、障害、遺族等の補償給付の改善及び葬祭料の引上げ。	59.12 に実施
21	給付内容等について (4)スライド制 (5)併給調整	(労)年金、休養とも5%スライド(毎年適用) (労)労災年金と厚生年金(老齢年金)との調整規定の整備	60.1 に実施同
22	労働福祉事業について	(労)法令の目的等と異なる部分の資金流用 (使)労働福祉事業の見直し	60.2 に実施
23	特別加入制度 不服申立て制度	(労)適用の促進(特別加入の枠の拡大) (使)海外派遣者の取扱い (労)不服審査機構、運営の改善 (使)使用者の不服申立制度	60.5 に実施

	の創設	
--	-----	--

労災保険基本問題懇談会検討事項(集約)

(59.7.18 基本懇)

項目		具体的検討事項
1. 適用について		<p>いわゆる暫定任意適用事業の範囲を見直すべきではないか。</p> <p>適用事業の加入促進を図るため実効ある措置を講ずべきではないか。</p>
2. 業務上外の認定について		<p>いわゆる職業性の疾病等については、事業主が業務外の立証のできないものはすべて業務上の災害と認定すべきではないか。</p> <p>傷病発生についての業務の寄与度に応じた割合的な補償についても検討すべきではないか。</p> <p>業務上外の認定に当たっては、労働者の使用されている事業所の産業医からも意見を徴すべきではないか。</p>
3. 通勤災害保護制度について		<p>通勤災害を業務上災害に含めることとすべきではないか。</p> <p>通勤災害の範囲を拡大すべきではないか(単身赴任者の自宅との往復途上で生じた災害、赴任途上の災害を対象とすべきではないかまた逸脱・中断の取り扱いは厳格にすぎるとはいかないか)。</p>
4 給 付 内 容 等 に つ い て	(1)算定基礎	<p>年金給付等の給付基礎日額の算定基礎にボーナス等3ヵ月を超える期間毎に支払われる賃金等を含めることとすべきではないか。</p> <p>給付基礎日額の最低保障額はどのような考え方にたって定めるべきか。</p> <p>給付基礎日額に最高限度額を設けるべきではないか。</p> <p>二重雇用者については、雇用されているすべての適用事業所で得ていた賃金を算定基礎に含めるべきではないか。</p>
	(2)給付体系	<p>傷病の治癒の概念を見直すべきではないか(アフターケア制度の在り方についても検討すべきではないか)。</p> <p>障害(補償)給付と傷病(補償)年金を統合すべきではないか。</p> <p>特別支給金を法定の給付とすべきではないか。</p>

	(3) 給付内容	<p>療養(補償)給付の範囲を拡大すべきではないか。</p> <p>休業(補償)給付を給付基礎日額の100%とする等給付水準を引き上げるべきではないか。</p> <p>休業(補償)給付の待期3日間は廃止すべきではないか。</p> <p>監獄等に収監中の労働者に対しては、休業(補償)給付等は不支給とすべきではないか。</p> <p>一日のうち一部を療養に充てている者に対する休業(補償)給付の額は、当該療養による休業時間に応じたものとすべきではないか。</p> <p>障害(補償)給付(年金及び一時金)の給付水準を引き上げるべきではないか。</p> <p>遺族(補償)給付(年金及び一時金)の給付水準を引き上げるべきではないか。</p> <p>葬祭料を引き上げるべきではないか。</p> <p>年金給付等の額は、いわゆる年功賃金体系を反映したものとすべきではないか。</p>
	項目	具体的検討事項
	(4) スライド制	<p>休業スライドの発動要件である賃金の変動幅(現行20%)を縮小すべきではないか。また、算定基礎を全国全産業平均の賃金変動率によることとすべきではないか。</p> <p>年金スライドの発動要件である賃金の変動幅(現行6%)をさらに縮小すべきではないか。</p>
	(5) 併給調整	<p>労災保険の年金給付と厚生年金の障害年金等とが併給される場合の調整方式を改めるべきではないか。 労災保険の年金給付と厚生年金等の老齢年金が併給される場合にも併給調整すべきではないか。</p>
5 労働福祉事業について	(1) 一般的な事項	<p>労働福祉事業の内容について再検討すべきではないか。 労災保険の労働福祉事業と雇用保険の4事業を再編・整備すべきではないか。</p>
	(2) 社会復帰促進事業	<p>職種転換の訓練を援護する等被災労働者の社会復帰施策の充実を図ることとすべきではないか。</p>
	(3) 被災労働者等援護事業	<p>障害特別支給金や遺族特別支給金の額を引き上げるべきではないか。</p> <p>介護料を大幅に引き上げるべきではないか(例えば月額10万円程度)。</p> <p>重度障害者が長期にわたって療養した後、業務外の事由で死亡した場合にも遺族に対し必要な保護を及ぼすべきではないか。</p> <p>就学等援護費の引き上げを図る等被災労働者の子弟等の就学を援護する制度の拡充を図ることとすべきではないか。</p> <p>高齢の重度障害者の終身収容施設を設置すべきではないか。</p>
	(4) 安全衛生確保事業	<p>健康診断体制を強化する等職業性疾病の多様化等に対応して健康管理のための施策の拡充を図るべきではないか。</p> <p>中小企業における災害の防止のための施策の拡充を図るべきではないか。</p>
	(5) 労働条件確保事業	<p>退職金の立替払等労働者の援助施策の拡充を図るべきではないか。</p>
6. 特別加入制度について		<p>収支率の悪化している業種については、保険料率の引き上げ、事前健診の義務づけ等保険財政の健全化のための措置を講ずべきではないか。</p>

	<p>いわゆる海外出張と海外派遣特別加入との区分等を見直すべきではないか。</p> <p>特別加入対象者の範囲を拡大すべきではないか(例えば、すべての1人親方、家内労働者を加入対象に含めるべきか)。</p>
7.不服申立て制度について	<p>不服申立て機構を労使代表を含めた三者構成とすべきではないか。</p> <p>保険給付、保険料等に関し使用者による労働保険審査官、審査会への不服申立てを認めることとすべきではないか。</p> <p>審査業務の迅速化を図るため、必要な措置を講ずるべきではないか。</p>
8.費用負担について	<p>メリット対象事業所の範囲を30人以下の規模の事業にも拡大すべきではないか。</p> <p>有期事業のメリット収支率事業終了(保険料額・9ヶ月後までに支給された給付額)の算式をより収支状況を直接に表わすものに改めるべきではないか。</p>
項目	具体的検討事項
9.その他	<p>業務上の傷病による解雇制限の解除の規定(労働基準法第19条但し書き)を見直すこととすべきではないか。</p> <p>労災保険の保有金の規模等について見直すべきではないか。</p>

制度抜本改正への同盟の対応

- 85年1月第21回年次全国大会報告

労災保険制度の改正に関しては、86年4月1日実施を目途に、目下労災保険基本問題懇談会において、改正事項につき検討が重ねられている。

第1回(82年7月)の同基本懇において、前回80年改正の際、今後の検討課題として残された、(イ)給付水準の全般的な改善の要否、(ロ)年功賃金体系の保険給付への反映、(ハ)不服申立・審査制度のあり方、(ニ)労働福祉事業のあり方、の4点の課題を本基本懇の検討事項とすることを確認、第2回(同年9月)の基本懇では、労働者側委員一同から、追加検討事項として、(イ)業務上外認定のあり方、(ロ)通勤災害の取り扱い、(ハ)施設給付と補償給付との関係、等々7点の項目を提示した。

他方、使用者側からも、(イ)労働福祉事業の抜本の見直し、(ロ)使用者の不服申立制度の創設、(ハ)年金給付と他の公的年金との併給調整、等々6点が検討事項として提示され、これ等労使双方から提示された事項についても、併せ検討することを確認した。

以来、こんにちまで18回の基本懇が開かれ、諸外国の労災補償(保険)制度についての講演、ならびに検討事項に関する説明等が行われ、制度全般の理解を深めることに重点がおかれてきた。

7月18日に開かれた第15回基本問題懇談会では、それまでの経緯をふまえ、検討事項について別掲の如く集約が行われ、第16回から集約項目に基づく具体的な論議に移り、(イ)適用、(ロ)業務上外の認定、(ハ)通勤災害保護制度、について論議が

進められている。

今後、一連の検討事項について順次論議が進められ、基本懇としてとりまとめ、報告という手続きをとることになる。

したがって、今後の対応について同盟は、所要の方針をふまえ、基本懇、審議会での意見反映につとめるとともに、組織内検討を深め、諸対応を図っていくことにしている。

	現行保険給付	労働者側の意見
療養	療養(補償)給付 療養の給付または療養の費用	イ．療養補償給付は、傷病が回復して症状が固定しつつあっても、主治医及び本人が「治ゆ」ということで合意できるまでの期間継続すること。 ロ．療養の給付範囲に、リハビリテーション(機能回復訓練)を含めること。 ハ．基準看護病院における付き添いの費用や、通院費支給などについての取扱い、通達を見なおし、実態に即した措置を講ずること。 ニ．ハリ、キュウ、光線治療、漢方薬などの使用についてその枠を拡めること。
休業	休業(補償)給付(休業 4 日目から)1 日につき給付基礎日額の 60%	イ．休業補償給付は 100%支給とし、稼働時の実収を補償すること。 ロ．給付開始日を被災翌日とし、待期期間をなくすこと。
長期療養	傷病補償年金 (療養 1.5 年経過後) 廃疾等級 1 級給付基礎日額の 313 日分(86%) 廃疾等級 2 級給付基礎日額の 277 日分(76%) 廃疾等級 3 級給付基礎日額の 245 日分(67%)	療養補償給付は、必要な期間、必要な治療を、完全に治るまで、あるいは「原職に復帰」するまで給付するものとし、労基法第 19 条但し書き条項を削除し、労災保険法第 19 条、同施行規則第 19 条の 2 を撤廃すること。
障害	障害補償年金 障害等級 1 級給付基礎日額の 313 日分(86%) 障害等級 2 級給付基礎日額の 277 日分(76%) 障害等級 3 級給付基礎日額の 245 日分(67%) 障害等級 4 級給付基礎日額の 213 日分(58%) 障害等級 5 級給付基礎日額の 184 日分(50%) 障害等級 6 級給付基礎日額の 156 日分(43%) 障害等級 7 級給付基礎日額の 131 日分(36%)	イ．障害補償給付は、現行等級 1 級～9 級までの障害者については、年金と一時金の供給とすること。 ロ．補償額は 1 級～4 級の重障害者については、4,000 日分の一時金と 365 日分の年金を支給することとし、以下各級もこれに準じた補償額とすること。なお 4,000 日分の補償額が 2,000 万円に満たない時は 2,000 万円とすること。ハ介護手当として、1 級～4 級の年金部分の 5 割を支給すること。ニ障害等級区分については再検討を加え、近年の社会情勢に即した障害等級を定めること。

現行保険給付		労働者側の意見
障害 補償 一時金	障害等級 8 級給付基礎日額の 503 日分 障害等級 9 級給付基礎日額の 391 日分 障害等級 10 級給付基礎日額の 302 日分 障害等級 11 級給付基礎日額の 223 日分 障害等級 12 級給付基礎日額の 156 日分 障害等級 13 級給付基礎日額の 101 日分 障害等級 14 級給付基礎日額の 56 日分	イ．障害補償給付は、現行等級 1 級～9 級までの障害者については、年金と一時金の供給とすること。 ロ．補償額は 1 級～4 級の重障害者については、4,000 日分の一時金と 365 日分の年金を支給することとし、以下各級もこれに準じた補償額とすること。なお 4,000 日分の補償額が 2,000 万円に満たない時は 2,000 万円とすること。八介護手当として、1 級～4 級の年金部分の 5 割を支給すること。二障害等級区分については再検討を加え、近年の社会情勢に即した障害等級を定めること。
遺族	遺族 1 人 イ．給付基礎日額 153 日分 ロ．55 歳以上もしくは、廃疾の状態にある妻 175 日分 2 人 給付基礎日額の 193 日分 3 人 212 日分 4 人 230 日分 5 人以上 245 日分 遺族補償一時金 給付基礎日額の 1,000 日分	イ．遺族補償給付は一時金と年金の併給とし、4,000 日分の一時金と 80%～100%の年金支給とすること。なお 4,000 日分の補償額が 2,000 万円に満たないときはこれを 2,000 万円とする。また年金の基本額は 80%とし、1 人 5%を加算とする。 ロ．受給権者を 3 親等に拡大し、それらの者が現に生計を一にし、本人によって扶養されていたものについては受給資格を付与すること。ただし受給順位は現行通り。 ハ．祖父母、父母、夫に対しては年齢制限をなくすとともに生計関係の有無にかかわらず支給することとする。また現行 18 歳の年齢制限については、大学卒また成人までとすること。
葬祭	葬祭料 (葬祭給付) 18 万 5 千円+給付基礎日額の 30 日分 給付基礎日額の 60 日分 (またはのいずれか高い額)	葬祭料の額は当面 80 万円とすること。

特別支給金、その他

現行特別支給金	特別支給金については原則として労災補償の中に含まれるようにすべきであること。
休業特別支給金(休業 4 日目から) 1 日につき給付基礎日額 20%	

	現行保険給付	労働者側の意見
傷病特別年金	(療養 1.5 年経過後) 廃疾等級 1 級算定基礎日額の 313 日分(86%) 廃疾等級 2 級算定基礎日額の 277 日分(76%) 廃疾等級 3 級算定基礎日額の 245 日分(67%)	当面ボーナス特別支給金についての「20%相当額、上限 150 万円」については検討を加え、その上げをはかること。
障害特別支給金	障害等級 1 級 342 万円 313 日分(86%) 2 級 320 万円 277 日分(76%) 3 級 300 万円 245 日分(67%) 4 級 264 万円 213 日分(58%) 5 級 225 万円 184 日分(50%) 6 級 192 万円 156 日分(43%) 7 級 159 万円 131 日分(36%)	イ．当面ボーナス特別支給金についての「20%相当額、上限 150 万円」については検討を加え、その上げをはかること。 ロ．当面一時金については現行 3 級 300 万円を 4 級 500 万円に引上げ、上位、下位はこれに応じて給付改正をはかること。
	障害特別一時金 障害等級 8 級 65 万円 503 日分 9 級 50 万円 391 日分 10 級 39 万円 302 日分 11 級 29 万円 223 日分 12 級 20 万円 156 日分 13 級 14 万円 101 日分 14 級 8 万円 56 日分	
遺族特別支給金	300 万円	イ．当面ボーナス特別支給金についての「20%相当額、上限 150 万円」については検討を加え、その上げをはかること。 ロ．当面一時金については 500 万円に引上げること。
遺族特別年金	遺族給付基礎日額の 1 人 153 日～175 日分 2 人 193 日分 3 人 212 日分 4 人 230 日分 5 人以上 245 日分	
	遺族特別一時金算定基礎日額 1,000 日分	
スライド制 休業(補償)給付 四半期ごとの賃金水準が 20%をこえて変動したとき 年金給付・障害(補償)一時金・遺族(補償)一時金・葬祭料(給付) 保険年度ごとの賃金水準が 6%をこえて変動したとき		休業補償及び障害、傷病、遺族などの各年金に関するスライドについては、5%スライドとすること。改定期間を短縮して賃金変動に敏感に対応するようにすること。
現行保険給付		労働者側の意見

<p>通勤途上災害給付関係</p>	<p>イ．すべての通勤途上災害を業務上災害とみなして同一の措置を制度上保障すること。</p> <p>ロ．当面夜間学校(学校教育法による学校及び当該労働者の職業と密接な関係を有する職業学校)に通学する労働者の通学途上災害については、早急に給付の対象とすること。</p> <p>ハ．いわゆる金・土帰月来の労働者の通勤災害についても、今日の社会的情勢を考慮し、給付の対象とすること。</p>
<p>給付基礎日額の算定方式</p>	<p>イ．給付基礎日額の決定にあたっては、前3カ月の賃金と前1年間のボーナス臨時賃金、諸手当をその算定基礎に含むものとする。</p> <p>ロ．給付基礎日額の最低保障額は当面5,000円とする。</p> <p>ハ．業務上疾病の罹患者の給付基礎日額については、発病の日ではなく業務上認定時の同一職種の現行平均賃金額を最低とすること。</p>
<p>時効の取扱い</p>	<p>イ．時効の始期については、被害労働者及びその家族、遺族などの受給資格者が受給権を行使することを知り得たときからとすること。</p> <p>ロ．補償請求についての事案が監督署の不支給処分、あるいは不服審査の最終段階で不支給が決定され、一定期間(時効完成)後に業務と症状間に因果関係があることが医学上、法令上認められた場合に逆のぼって補償給付するような措置をとること。(新潟有機水銀中毒、クロム中毒、ベンチジン中毒、各職業性ガンなどの事例を参考に)</p>
<p>業務上外認定関係</p>	<p>イ．近年民法415条の債務不履行理論をもって労災職業病被災者が訴訟をおこし、裁判所側も事業者の安全配慮義務を認めるなどの例が多くなって来ている実情にかんがみ、使用者側(行政側)で業務外の立証出来ないものは業務上とすること。</p> <p>ロ．有害機器、有害物質の職場への進出、身体の特定期間を酷使用する反復労働、緊張感の持続が要請される職場状況の一般化などに対応し、職業病を訴える労働者の増大、という現実に対処するために、現行の業務上外諸認定基準の全体的見なおし、改正をはかること。</p> <p>ハ．各保険給付及び上外認定などについて不支給あるいは「外」決定を行なう場合、決定にいたった理由を明記すること。また、請求後6カ月をこえても未決定のものについては、労災保険審議会に報告すること。</p>
<p>行政運用について</p>	<p>イ．1970年6月17日労働省労働基準局長による基発第452号及び</p>

	<p>基収第 180 号、「業務上災害の損害賠償請求等に伴う第三者の関係書類閲覧等要請について」の撤廃、再検討を求める。</p> <p>ロ．労働保険に関する審査機構を改善すること。審査時の請求人の質問権の付与、完全な労・公・使代表による三者構成、労・使代表に対する調査権の付与、一定段階までの合議参加などを、認めること。</p> <p>ハ．労働行政に対する労働者の関心と相互信頼を高めるために、労災保険審議会、労災保険審査参与会議等は公開とし、議事録も公表すること。</p>
--	---

- 労働者災害補償保険法改正要求についての検討資料 (S. 57. 7)

労働者側の意見

1. スライド関係

長期に及んでの給付受給者は、6%の賃金変動に伴うスライドの是正では、給付額が著しく均衡を欠く事情にあり、こうした被災者に対してはスライドではなく「是正措置」を講ずる必要がある。

2. 調整関係

52 年改正で他の社会保険との年金調整率及び調整限度額が設けられるなどの改善がなされたが、これらの結果たとえば厚生年金を受給する意味がなくなる受給者がかなりいると言う問題が出ている。

3. 保険料 労災保険料が他の先進国との比較において、はたして妥当性があるのか。

4. 休業、障害、遺族などの諸給付の改善に向けて、現行特別支給金を諸給付に制度的に包含し、60%給付から 80%給付にする。先進諸国の水準に向けて改善する。

5. 旧旧法時の被災者 (S. 35 年以前) については、打切り補償が支払われたのみで現在、療養費については援護措置があるものの、休業、傷病に見合うものがなく、他の社会保障関係の給付で生活をしているが、労災保険よりの給付実現の要望がこれら被災者より出ている。

6. 介護料

生活保護の重度障害者の介護料との関係において、額の面、給付額の是正、月の面での改善。

	月額	
生保	33,600	4 月に見なおし是正
労災	32,000	9 月に見なおし是正

7. 労災被災者のリハビリ、職業訓練、雇用保障

労災被災者の社会復帰、職業訓練、雇用保障を一かんに実施するために、これら

に労災補償を制度的に接続することとし、他の社会保障制度に移したり、期待して実情は改善されねばならない。

ちなみに、障害等級 4 級～7 級の被災者は毎年 3,500 名前後発生しており、これらの多くは、一定の措置をすることにより、労働能力を保持することが可能である人達である。

ところが、身体障害者職業訓練校、県立訓練校などは、一般の先天的、後天的障害者、労災以外の災害や労災被災による障害者の発生に対応した受入れ情勢はない。少なくとも労災被災者については労災被災者について労災保険制度の中で受け入れていかれる情勢をつくるべきである。

また、当面しての 48.11.5 (593 通達) を実効あるよう改正や、関係者に指導を強めること。

8. 認定業務、不服審査業務の促進

いわゆる業務上外認定、及び不服審査の請求について、その結論が出るまでにあまりにも時間がかかりすぎ、中にはその途中において解雇されるなど実質上労基法第 19 条の解雇制限が意味をなしていない事例すらある。

また、不服審査の部分だけでも 3 年程度と言うのはザラであり「公平、しん速」の法のタテ前は吹きとんでいる。

事務局体制、関係委員の増員をはかるなどの施策がのぞまれるところである。

9. 特別加入者関係

労働組合委員長等の労組各級機関の長が事務局員を置かず、1 人で専従している場合の、労災保険の適用制度について、検討がのぞまれている。